

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 ユウゲンガガインヤ ホソカワ ショウカイ  
有限公司細川商会

住所 奈良県葛城市加守982番1

代表者氏名 ダイヒヨウトリシマリヤク ホソカワ ヨシノブ  
代表取締役 細川 喜伸

電話番号 TEL 0745-76-4648

FAX番号 FAX 0745-78-3778

メールアドレス spar9bp9@lake.ocn.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 11 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

ホソカワショウカイ  
有限会社細川商会

〒639-0271 奈良県葛城市加守982番1

届出者

代表取締役 ホソカワ シノブ 細川 喜伸



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ホソカワショウカイ 有限会社 細川商会		
住 所	〒639-0271 奈良県葛城市加守982番1		
フリガナ 代表者の氏名	ホソカワ シノブ 代表取締役 細川 喜伸		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代表者の氏名	代表取締役 ホソカワ シノブ 細川 康子	代表取締役 ホソカワ シノブ 細川 喜伸	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

### 申請者

氏名又は名称 有限会社 細川商会

住 所 奈良県葛城市加守982番1

代表者 氏名 代表取締役 細川 喜伸



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

# 履歴事項全部証明書

奈良県葛城市加守982番1  
有限会社細川商会

会社法人等番号	1500-02-009358	
商 号	有限会社細川商会	
本 店	奈良県北葛城郡當麻町大字加守982番1	
	奈良県葛城市加守982番1	平成16年10月 1日変更
		平成16年10月 1日修正
公告をする方法	官報に掲載してする	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 8日登記
会社成立の年月日	平成10年6月30日	
目的	(1) 土木工事業 (2) 管工事業 (3) 機械器具設置工事業 (4) 上下水道工事業 (5) 前各号に付帯する一切の事業	
発行可能株式総数	60株	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 8日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 60株	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 8日登記
資本金の額	金300万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合においては当会社が承認したものとみなす。  平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 8日登記	

奈良県葛城市加守982番1  
有限会社細川商会

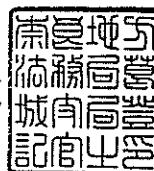
役員に関する事項	奈良県北葛城郡當麻町大字加守949番地 <u>取締役</u> 細川康子	平成16年10月 1日変更
	奈良県葛城市加守949番地 <u>取締役</u> 細川康子	平成16年10月 1日修正
	奈良県北葛城郡當麻町大字加守949番地 <u>取締役</u> 細川喜伸	平成16年10月 1日変更
	奈良県葛城市加守949番地 <u>取締役</u> 細川喜伸	平成16年10月 1日修正
	奈良県香芝市畑三丁目783番地4 <u>取締役</u> 細川喜伸	平成16年12月24日住所 移転
		平成26年 1月17日登記
	奈良県香芝市畑三丁目783番地4 <u>取締役</u> 細川妃呂美	平成26年 1月12日就任
		平成26年 1月17日登記
	代表取締役 細川喜伸	平成26年 1月12日就任
		平成26年 1月17日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成15年 5月26日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

平成30年10月22日  
奈良地方法務局葛城支局  
登記官

坂本公徳



\*\*\*\*\*  
\*  
\*  
\* 定 款  
\*  
\*  
\*\*\*\*\*

(商 号) 有限会社 細川商会

この定款は原本と相違ありません。

平成30年10月22日

奈良県葛城市加守982-1

有限会社 細川商会

代表取締役 細川善伸





## 第一章 総則



### 第1章 総則

#### (商号)

第1条 当会社は有限会社 細川商会と称する。

#### (目的)

第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 土木工事業
- (2) 建工事業
- (3) 機械器具設置工事業
- (4) 前各号に附帯する一切の事業

#### (本店の所在地)

第3条 当会社の本店は奈良県北葛城郡鳴鹿町に置く。

#### (資本の総額)

第4条 当会社の資本の総額は、金300万円とする。

## 第二章 社員及び出資

#### (出資口数及び1口の金額)

第5条 当会社の資本はこれを60口に分かち、出資1口の金額は  
金5万円とする。



(社員の氏名及び住所並びにその出資口数)

第6条 社員の氏名及び住所並びにその出資口数は次のとおりとする。

奈良県北葛城郡當麻町大字加守949番地

20口 細川泰男

奈良県北葛城郡當麻町大字加守949番地

20口 細川康子

奈良県北葛城郡當麻町大字加守949番地

20口 細川喜伸

### 第三章 社員総会

(社員総会)

第7条 当会社の社員総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年6月を開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(総会の招集)

第8条 総会は代表取締役社長がこれを招集する。

(総会招集通知の発送)

第9条 総会を招集するには会期より5日前に各社員に対してその通知を送ることを要する。

(議長)

第10条 社員総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たり、社長に事故あるときは他の取締役がこれに当たる。



#### (決議の方法)

第11条　社員総会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを決する。

#### (議決権)

第12条　各社員は出資1口につき1個の議決権を有する。

#### (決議事項の通知)

第13条　社員総会において決議した事項は、各社員に通知することとする。

### 第4章 役 員

#### (員数)

第14条　当会社には、取締役3名を置く。

#### (選任の方法)

第15条　当会社の取締役は、当会社の社員中より社員総会において選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

#### (社長及び代表取締役)

第16条　当会社には、代表取締役社長1名を置き、取締役の互選によって定めるものとす。



(報酬及び退職慰労金)

第17条 取締役の報酬及び退職慰労金は社員総会の決議をもって定める。



第5章 計 算

(営業年度)

第18条 当会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日の年1期とする。

(社員配当金)

第19条 社員に対する配当金は毎営業年度の末日現在の社員に配当するものとする。

付 則



(最初の役員)

第20条 当会社の最初の取締役は、社員細川泰男、同細川康子及び、同細川喜伸とし、うち、細川泰男を代表取締役社長とする。

(最初の営業年度)

第21条 当会社の第1期の営業年度は、当会社設立の日から平成11年3月31日までとする。



第22条 この定款に規定のない事項は、すべて有限会社法その他の法令によるものとする。



以上のことより、有限会社 細川商会設立のため、この定款を作成し、各  
社員は次に認名押印する。

平成10年6月19日



社員 細川泰男



社員 細川康子



社員 細川喜伸





登簿平成10年第170号

この定款の社員細川泰男ほか2名の代理人長

谷川博章は、本職の面前で、社員全員が各自  
の記名捺印を自認する旨を陳述した。――

よってこれを認証する。――

平成10年6月22日本職役場において――

奈良県大和高田市大字大中98番地

奈良地方法務局所属

公証人 宇 四 川 秀 信

この謄本は平成10年6月22日本職役場に  
おいて原本につき作成した。――

奈良県大和高田市大字大中98番地

奈良地方法務局所属

公証人



商号 有限会社 細川商会

本店 奈良県北葛城郡當麻町大字加守949番地

役員に関する事項	年 月 日			年 月 日				
	原	因	原	因	登記	年 月 日	登記	年 月 日
奈良県北葛城郡當麻町大字加守949番地 取締役 細川泰男	平成	年 月 日			平成	年 月 日		
奈良県北葛城郡當麻町大字加守949番地 取締役 細川康子	平成	年 月 日	登記	平成	年 月 日	登記	平成	年 月 日
奈良県北葛城郡當麻町大字加守949番地 取締役 細川喜伸	平成	年 月 日	登記	平成	年 月 日	登記	平成	年 月 日
代表取締役 細川泰男	平成	11	年 月 20日	就任	平成	年 月 日		
	平成	11	年 月 25日	登記	平成	年 月 日		
代表取締役 細川康子	平成	11	年 月 25日	就任	平成	年 月 日		
	平成	年 月 日			平成	年 月 日		
	平成	年 月 日	登記	平成	年 月 日	登記	平成	年 月 日
	平成	年 月 日			平成	年 月 日		
	平成	年 月 日	登記	平成	年 月 日	登記	平成	年 月 日

申請人用

役員欄 / 丁

登記官印





## 定款抜粋

### 第1条 (商号)

当会社は、有限会社 細川商会 と称する。

### 第10条 (議長)

株主総会の議長は、社長がこれに當る。

社長に事故あるときは、他の取締役がこれに當り、取締役の全員に事故があるときは、出席株主中から選任された者がこれに代る。

### 第14条 (取締役の員数)

当会社には、取締役 2名以上を置く。

### 第15条 (取締役の選任)

当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の議決によって選任する。

② 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

### 第16条 (代表取締役)

当会社には、代表取締役社長 1名を置き、取締役の互選によって定めるものとする。

② 代表取締役を社長とし、会社の業務を統括する。

### 第18条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までの年1期とする。

上記は、当会社の現行定款原本の抜粋に相違ありません。

平成 26 年 1 月 12 日

本店 奈良県葛城市加守982番1

商号 有限会社 細川商会

代表取締役 細川 喜伸

代取届出印



## 代表取締役就任承諾書

私は、平成26年1月12日開催の貴社取締役会において、代表取締役に選任されたので、その就任を承諾します。

平成26年1月12日

住 所 奈良県香芝市畑三丁目783番地4

氏 名 細川 喜伸

有限会社 細川商会 御中